

電動バイクの普及促進事業実施要綱

- (制定) 平成30年6月20日30環改車第183号
- (改正) 平成31年3月27日30環改車第633号
- (改正) 平成31年4月23日31環地次第 42号
- (改正) 令和 3年3月11日 2環地次第646号
- (改正) 令和 3年5月28日 3環地次第 96号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、二輪自動車及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電動バイクの普及を促進するために行う「電動バイクの普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、電動バイクを購入する事業者及び個人に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電動バイク 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 側車付二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - (2) 第一種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、排気量が50cc以下のものに限る。）
 - (3) 第二種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、排気量が50ccを超え125cc以下のものに限る。）
- 2 事業者 都内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人（国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資又は費用負担の比率が50パーセントを超えるものを除く。）をいう。
- 3 個人 都内に住所を有する個人
- 4 リース契約 電動バイクの貸主が、当該電動バイクの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電動バイクを使用収益する権利を与え、借主は、当該電動バイクの使用料を貸主に支払う契約

- 5 リース事業者 リース契約に基づき、電動バイクを借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり電動バイクの購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、助成対象車を購入した事業者及び個人並びに事業者又は個人と助成対象車に係るリース契約を締結したリース事業者とする。

2 助成対象車の要件

助成金の交付対象となる電動バイクは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 平成30年4月1日から令和5年(2023年)2月24日まで(助成対象者が個人の場合又は個人と助成対象車に係るリース契約を締結したリース事業者の場合にあっては、平成31年4月1日から令和5年(2023年)2月24日まで)の間に初度登録された電動バイク(中古の輸入車を除く。)であって、初度登録日から起算して1年を超えないものであること。
- (2) 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(以下「規程」という。)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が実施する補助事業において、補助金の交付対象の車両となっていること。
- (3) 都内に定置場又は使用の本拠の位置を有すること。

3 助成対象経費

車両本体価格から、当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の車両本体価格(規程に基づき基礎額として算定される額をいう。)を減じた額(道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則に規定する「ミニカー」にあっては、車両本体価格)とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

4 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費からセンターが規程に基づき定める補助金交付額を減じた額とする。なお、側車付二輪自動車及び第一種原動機付自転車(三輪を除く。)は18万円を上限とし、第一種原動機付自転車(三輪)は48万円を上限とし、第二種原動機付自転車は、令和3年3月31日までに初度登録したものは36万円を上限とし、令和3年4月1日以降に初度登録したものは48万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん

契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から令和4年度（2022年度）までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。